

1. 授業実施方法の方針

- (1) 人的交流の重要性を踏まえ、感染症対策を十分に行いながら、対面授業を実施することを基本とする。
- (2) 学内および通学圏内の状況にも十分配慮し、感染拡大等の懸念があると判断した際には、部分的または全面的に遠隔授業への移行等の措置を講じ、学生の安全を確保しつつ、学修の継続が維持できるよう対応する。

2. 対面授業と遠隔授業の移行に関する目安について

以下のいずれかの状況が確認されたときに、分散登校や全面遠隔授業に移行することを想定する。

区分	状況	授業形態	遠隔授業実施期間
A 周囲の環境	本校周辺地域で緊急事態宣言が発出されたとき	分散登校**	宣言期間中
B 学内の環境	単一学年で、同時期に一定程度の感染者が発生した時	当該学年を遠隔*	保健所と相談の上、 数日～10日程度
	複数学年で、同時期に一定程度の感染者が発生した時	全面遠隔	保健所と相談の上、 数日～10日程度

※ 特に人流抑制を強く要請された場合には全面遠隔とする。

* A（周囲の環境）とB（学内の環境）の要因が重なった場合は、より安全な授業形態をとるものとする。